

件名	県職員の喫煙について
受付日	令和5年4月4日
ご意見・ご提案の概要	県庁職員駐車場の車と車の間や柱の陰で座り込んで喫煙している職員がいる。
県の考え方	<p>旧県庁舎の屋外喫煙場所の閉鎖以降、県庁舎敷地内は全面禁煙としており、駐車場をはじめ県庁舎敷地内での喫煙は厳に慎むべき行為と考えております。このため、令和5年3月に全職員に対し、喫煙マナーやルールの遵守に関して通知したほか、4月以降も警備員による声掛けを実施するなど、県庁舎敷地内の全面禁煙の徹底に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、会議の場など様々な機会を通じて、職員に対し継続的に注意喚起を行い、更なる周知徹底を図ってまいります。</p>
担当課	総務部 人事課 管財課